



朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書

朝霞市及び和光市（以下「両市」という。）は、ごみ広域処理の推進に当たり、平成30年8月21日付け「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書（以下「基本合意書」という。）」及び平成31年4月1日に設置した「朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会」での協議を踏まえ、基本的な事項について、以下のとおり協定を締結する。

（事業主体）

第1条 ごみの共同処理を行う事業主体については、両市で構成する一部事務組合を新たに設立するものとする。

2 一部事務組合の名称を「朝霞和光資源循環組合」（以下「組合」という。）とする。

（共同処理事務）

第2条 組合は次に掲げる事項の事務を共同処理する。

（1）ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。

（2）ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営（組合設立の際現に構成市が設置している施設に関するものを除く。）に関すること。

（3）前2号に附帯する事務に関すること。

（対象ごみの範囲）

第3条 ごみ広域処理施設が取り扱う対象ごみについては、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみとし、将来的にすべてのごみ種を対象として共同処理を行うため、引き続き協議を行うものとする。

（稼働目標年度）

第4条 可燃ごみ及び不燃・粗大ごみを対象とするごみ広域処理施設（以下「新施設」という。）の稼働年度は、令和10年度を目指とする。

（事務所の位置）

第5条 組合の事務所は、和光市広沢1番5号、和光市役所内に置くものとし、新施設の竣工後は、新施設内に移設する。

（処理対象地域）

第6条 新施設の処理対象地域は、両市の行政区域とする。

（処理方式及び施設規模）

第7条 新施設のうち可燃ごみの処理方式は焼却方式とし、施設整備基本計画において詳細検討を行うものとする。

2 施設規模については、188t／日（焼却処理施設173t／日及び不燃・粗大処理施設15t／日）とする。なお、施設規模については、同施設の整備に係る実施設計等において、必要に応じて見直すものとする。

（分別区分及び収集運搬の取扱い）

第8条 両市におけるごみの分別区分及び収集運搬については、市域区分に応じて両市がそれぞれ策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき実施する。

（経費）

第9条 組合の経費は、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって両市が負担する。

2 前項の規定に関わらず、新施設の建設及び稼働に伴い廃止する朝霞市クリーンセンター、和光市清掃センター及び和光市旧ごみ焼却場（以下「既存のごみ処理施設」という。）の解体費については、既存のごみ処理施設が所在する市がそれぞれ負担する。

（組合に置く職員）

第10条 組合に置く職員については、当面の間、両市からの派遣によるものとし、当該職員の勤務条件等については、別に定めるものとする。

（組合運営に係る協議体制）

第11条 組合の運営に当たっては、効率的かつ円滑に事業を行うため、両市及び組合による連絡会議を設置する。

（財産の取扱い）

第12条 既存のごみ処理施設に係る両市が所有する土地については、共同処理の実施にあたり組合に移管するものとし、均等割の考え方により両市が無償で組合に譲渡する。ただし、測量を実施の上、清算の必要がある場合には、両市で別途協議を行うものとする。

2 既存のごみ処理施設に係る建物及び設備機器等については、組合の設立後も両市が引き続き所有し、管理運営を行うものとする。

3 既存のごみ処理施設の用途廃止後は、組合に財産を移管し、組合の事業として解体を行うものとする。

（その他）

第13条 本協定書に定めのない事項及び協定事項について疑義が生じたときは、両市で協議の上、決定するものとする。

別表（第9条関係）

発生期日	経費区分	負担割合	算出基礎
組合設立の日から新施設の供用開始の日の前日まで	組合の運営に係る経費	均等割	
	新施設の建設等に必要な用地の取得に係る経費		
	新施設の建設に係る経費	人口割	当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。
新施設の供用開始の日以後	新施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設の所在する市が負担	
	組合の運営に係る経費	均等割	
	新施設の建設等に必要な用地の取得に係る経費		
	新施設の管理運営に係る経費	搬入量割	前々年度の対象ごみの搬入量の実績とする。
新施設の供用開始の日以後	新施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設の所在する市が負担	

備考

- (1) 組合の運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 議会費（議会の運営に係る一切の経費）
 - イ 総務費（一般管理費、財政調整基金費、公平委員会費及び監査委員費）
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、組合の組織の運営に必要と認められる経費
- (2) 新施設の建設に係る経費とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 衛生費（施設整備基本計画策定費、設計費、建設費等）
 - イ 予備費
- (3) 既存のごみ処理施設とは、朝霞市クリーンセンター、和光市清掃センター及び和光市旧ごみ焼却場をいう。
- (4) 新施設の管理運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 衛生費（維持管理費、運営費等）
 - イ 予備費
- (5) 新施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び両市において協議の上、別に定める。
- (6) 別表による経費を起債により調達する場合には、起債時の経費区分及び負担割合をもって元利償還金を按分する。

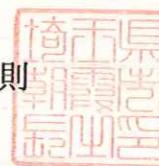
以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、両市において記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月30日

朝霞市本町1丁目1番1号

朝霞市

朝霞市長 富岡 勝則



和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 松本 武洋

